



2026年4月20日

各位

会社名 株式会社ベルシステム24ホールディングス
代表者名 代表取締役社長執行役員CEO 梶原 浩
(コード番号: 6183 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員CFO 大林 政昭
(TEL 03-6733-0024)

役員向け業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年度から導入している当社の取締役（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。）および執行役員（国内非居住者および他社からの出向者を除く。以下、取締役と併せて「取締役等」という。）ならびに当社の主要子会社（当社と併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役、国内非居住者および他社からの出向者を除く。）および執行役員（国内非居住者および他社からの出向者を除き、当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）である役員報酬BIP信託（以下「本信託」という。）の継続および一部改定に関する議案を、2026年5月27日開催予定の第12回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 対象会社は、2026年4月8日公表の「中期経営計画2028」の策定に伴い、本制度を当社グループの中長期的な業績の向上および企業価値の増大を後押しする内容に変更するため、本制度を下記2.のとおり一部改定の上、継続します。
- (2) 本制度の一部改定は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に、役位および業績目標の達成度等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を対象取締役等に交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。

2. 本制度の一部改定について

当社は、本信託について、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間を3年間延長し、本制度を継続します。本制度の継続後の対象期間は、2027年2月末日で終了する事業年度から2029年2月末日で終了する事業年度までの3事業年度とします。本制度の継続にあたり、本株主総会において承認を得ることを条件として、従前の制度から以下の点を改定します。なお、以下に記載する内容を除き、本制度は従前の内容を維持します。

(1) 対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の算定方法（下線部分が改定箇所）

対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の数は、対象取締役等に毎年付与されるポイント数に応じて算定されます。

改定後の本制度におけるポイントの算定方法は以下のとおりです。

対象取締役等には、信託期間中の毎年5月に、同年2月末日で終了する事業年度に対応するポイントとして、対象取締役等の当社の中長期的な業績の向上および企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的とした「業績連動ポイント」と、対象取締役等の在任中の株式保有を通じて株主の皆さまとの利害共有の強化を図ることを目的とした「固定ポイント」を付与するものとします。

なお、業績連動ポイントと固定ポイントの構成割合は、70%：30%といたします。

① 業績連動ポイント

役位毎に予め定められた基準ポイントに、対象期間中の各事業年度における業績目標の達成度に基づく業績連動係数を乗じてポイントを算出します。業績連動係数は、財務指標（親会社の所有者に帰属する当期利益等）および非財務指標の目標達成度等に応じて決定します。

② 固定ポイント

役位ごとに予め定められた基準ポイントに基づき算出します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

（ご参考）信託契約の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (2) 信託の目的 | 対象取締役等に対するインセンティブの付与 |
| (3) 委託者 | 当社 |
| (4) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (5) 受益者 | 対象取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| (6) 信託管理人 | 専門実務家であって当社と利害関係のない第三者 |
| (7) 信託期間延長合意日 | 2026年7月13日（予定） |
| (8) 延長後の信託期間 | 2026年8月1日（予定）～2029年7月末日（予定） |
| (9) 議決権の取扱い | 行使しないものとします。 |
| (10) 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| (11) 信託金の上限額 | 対象期間（3事業年度）ごとに合計315百万円
（信託報酬および信託費用を含む。） |
| (12) 株式の取得時期 | 2026年7月16日（予定）～2026年7月末日（予定） |
| (13) 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| (14) 帰属権利者 | 当社 |
| (15) 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以上